平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則

平成27年 3月26日

(総則)

第1条 給与規程(平成27年4月1日施行)(以下、「平成27年改正給与規程」という。)附則第3項から第5項までの規定による本給の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(平成27年改正給与規程附則第3項の別に定める職員)

- 第2条 平成27年改正給与規程附則第3項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - 一 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(本給表の適用を異にしない国立大学法人電気通信大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則(以下、この細則において「初任給等細則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第一号において同じ。)をした職員
 - 二 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第二号において同じ。)をした職員
 - 三 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給等細則第34条の規定による号給の調整をいう。次条第 1項第三号において同じ。)をされたもの
 - 四 切替日以降に育児短時間勤務等(国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程(以下、この細則において「職員育児休業等規程」という。)第15条の規定による勤務をいう。次条第1項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

(平成27年改正給与規程附則第4項の規定による本給の支給)

- 第3条 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員(平成27年改正給与規程附則3項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第1項において同じ。)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正給与規程附則第4項の規定による本給として支給する。
 - 一本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(指定職本給表の適用を受けることとなった場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる本給月

額に相当する額

- 二 降格をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる 号給に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する本給月額との差額に相当する額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの 当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額
- 三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の 前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる本給月額 に相当する額
- 四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次 に定める額
 - イ 育児短時間勤務等をしている職員 切替日の前日における給与規程(次号において「改正前の給与規程」という。)別表第1から別表第5までの本給表に掲げる本給月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(ロにおいて「切替前本給表による本給月額」という。)に職員育児休業等規程第24条の規定により読み替えられた国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下、この細則において「勤務時間規程」という。)第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 切替前本給表による本給月額
- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける本給月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正給与規程附則第4項の規定による本給として支給する。
 - 一 第1項第1号及び第3号に掲げる場合に該当することとなった職員(次号に掲げる職員を除く。) 同項第1号及び第3号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる本給月額に相当する額
 - 二 第1項第4号に掲げる場合に該当することとなった職員(次号に掲げる職員を除 く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ 第1項第4号イに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号又は第3号に掲げる場合に、切替日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる本給月額に相当する額(ロにおいて「第2号複数事由相当額」という。)に職員育児休業等規程第24条の規定により読み替えられた勤務時間規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - ロ 第1項第4号ロに掲げる職員 第2号複数事由相当額

三 第1項第2号に掲げる場合に該当することとなった職員 あらかじめ学長の承認を 得て定める額

(平成27年改正給与規程附則第5項の規定による本給の支給)

- 第4条 人事交流等職員(切替日以降に、人事交流等により新たに本給表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に本給表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成27年改正給与規程附則第3項から第5項の規定による本給を支給される職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正給与規程附則第5項の規定による本給として支給する。
- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成27年改正給与規程附則第4項の規定による本給の額に相当する額を、同附則第5項の規定による本給として支給する。

(端数計算)

第5条 平成27年改正給与規程附則第3項から第5項の規定による本給の額に一円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。

(この細則により難い場合の措置)

第6条 平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給の支給について、この細則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。